

Back Number

本論文は

世界経済評論 2022年1/2月号

(2022年1月発行)

掲載の記事です



世界経済評論

定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン書店

前政権の負の遺産と バイデン通商政策



桜美林大学名誉教授・(一財)国際貿易投資研究所客員研究員

瀧井 光夫

たきい みつお ジェトロ・ニューヨークセンター次長、海外調査部長、桜美林大学リベラルアーツ学群教授、コロンビア大学客員研究員を経て2012年4月から現職。専門は米国経済貿易論。著書に『現代アメリカ経済論』（共著、ミネルヴァ書房、2012年）、『TPPの期待と課題』（同、文眞堂、2016年）など。

トランプ前政権は、TPPからの撤退、対中制裁関税および鉄鋼など同盟国製品にも適用した追加関税の賦課、米欧関係の断裂、WTO上級委員会の機能停止など、通商関係でも多くの負の遺産をバイデン政権に遺した。バイデン政権は発足後、直ちに新型コロナ対策と国内経済の再建に着手し、通商問題の取り組みは米国経済が回復してからとしたが、TTCの創設など米EU関係はいち早く修復が進んだ。対中通商政策も国内業界の要求に押されて見直され、今後米国は米中第1段階合意の完全履行、産業補助金など中国の構造問題の解決に重点を移していく。当初トランプ政権の政策継承と言われたバイデン政権の通商政策も、経済再建のためのビルドバック・ベター法案の成立が進み、競争力が回復すれば、独自色がより多く出てくるものとみられる。しかし、バイデン大統領は中国がCPTPPへの参加を正式に申請した後も、前政権が遺したTPP撤退という負の遺産を引き継いだままで、新政策を打ち出していない。米国も強く支持する「自由で開かれたインド太平洋」のより強固な発展のためにも、米国のCPTPP参加は必須であり、日本も米国の参加実現に向けて、今後もバイデン政権に働きかけを続ける必要がある。

I 通商問題より優先される国内再建

バイデン大統領は就任早々、パリ協定に復帰し、WHO（世界保健機関）脱退通告を撤回するなど、国際問題への関与を復活させ、トランプ時代に傷ついた欧州との関係修復に大きな成果を上げた。ボーイングとエアバスへの航空機補助金に課していた追加関税は、6月の米EU首脳会議で5年間の課税停止、貿易担当相をトップとする作業部会の設置で合意され、新たにTTC（米EU貿易技術評議会）が設立され

た。TTCは輸出管理、半導体などのサプライチェーンの強化、中国の非市場的な貿易歪曲慣行の是正などに緊密に連携して取り組む。豪州が米英豪による新たな安全保障同盟（AUKUS）の創設に加わり、フランスとの原子力潜水艦建造契約を破棄したためフランスが激怒し、開催が危ぶまれたが、米仏首脳による電話会談を経てTTC第1回会合はピッツバーグで成功裏に終了した。

バイデン大統領のミドルクラスのための外交政策やバイアメリカン政策は、トランプ前大統領の米国第一主義に通じるとも指摘される

表 1 米通商法の発動と関税徴収額

2021.10.7 現在

根拠法	対象品目	適用開始日	適用除外国	関税徴収額 (100万ドル)
1974年通商法 201 条 (セーフガード)	洗濯機	2018.2.7	カナダ, 大部分の GSP 対象国	274.6
	洗濯機部品	同上	同上	2.6
	ソーラーパネル	同上	タイ, フィリピンを除く大部分の一般特惠 供与国	2,697.5
1964年通商拡大法 232 条 (国防条項)	アルミニウム(注 1)	2018.3.23	2019.5.20 以降はアルゼンチン, 豪州, プ ラジル, カナダ, メキシコ, 韓国	2,658.4
	鉄鋼(注 1)	同上	2019.5.20 以降は同上	8,841.6
1974年通商法 301 条 (一方的措置)	対中輸入品(注 2)	2018.7.6	なし	107,924.6
	エアバス(注 3)	2019.10.9	対象は生産国, 輸出国は除外	1,119.8

(注) 1: 2020年1月から釘, ケーブルなど鉄鋼, アルミの派生製品にも同率の追加関税を賦課。2: 米国際貿易裁判所 CIT は 2021年7月6日, 対中制裁関税の一部について税関国境保護局 CBP に関税清算停止の予備的差止命令を発出。3: 2021年6月15日, 米 EU, 追加関税を5年間停止で合意。

(出所) U.S. CBP. cbp.gov/newsroom/stats/trade

が¹⁾, 対中強硬一辺倒ではなく多国間の連携によって貿易問題に対処するバイデン政権の方針は成果をあげつつある。

しかし, バイデン大統領の中国に対する対抗意識は, 予想を越えて厳しい。大統領就任の翌2月, 国務省での演説で大統領は次のように述べている。「中国は米国の最も重大な競争相手である。我々は米国の繁栄, 安全保障, 民主主義的価値に対する中国の挑戦に立ち向かう。中国の不当かつ攻撃的, 威圧的な行動に対抗し, 人権, 知財権, グローバルガバナンスに対する攻撃に反撃する」。また, 4月の両院合同会議で行った施政方針演説では, 「民主主義は永続的で強固だが, 専制主義では未来を勝ち取れない。未来は米国のものだ。我々の能力を超えるものは何もない」と中国を牽制している。

バイデン大統領の対中政策は前政権の政策がほぼ踏襲され, 米国の安全保障に関連した輸出管理, 輸入制限, 投資規制は継続, 強化されている。また, 中国による米知財権侵害に対する1974年通商法 301 条(一方的措置)および国

家安全保障を脅かす輸入を規制する1962年通商拡大法 232 条(国防条項)の援用も続けられている。

バイデン大統領は就任以降, 一貫して米国経済の再建を最優先課題とし, 通商政策の本格的な遂行は国内経済が強化された後とする方針をとっているが, 国内経済再建法案の成立は予定より大幅に遅れている。

米国経済再建のためのビルドバック・ベター(BBB)4政策のうち, 10月中旬時点で成立しているのは, 3月11日に成立した総額1.8兆ドルの新型コロナ対策と景気対策(救済計画法案)だけである。大規模インフラ投資政策(雇用計画法案)は, 総額1.1兆ドルの超党派法案が8月10日上院で成立したが, 法人・富裕層増税を含む3.5兆ドルの教育・福祉政策(家族支援計画法案)とともに, 民主党内の対立でまだ下院を通過していない。

一方, 301条による対中制裁関税は, 対中輸入総額2,500億ドル相当の6,800品目に25%, 1,100億ドル相当の3,200品目に7.5%の追加

関税の賦課が継続され、輸入業者が税関に納めた関税額は、2018年7月から21年10月7日までで合計1,079億ドルに達した(表1)。制裁関税による輸入価格の上昇は米国の消費者および生産者を圧迫し、米国製品の競争力を劣化させている²⁾。

このため、主要業界が加盟する「自由貿易を支持する米国民」(Americans for Free Trade)は、301条の改正案など盛り込んだ「2021年米国技術革新・競争法案」(S.1260, 6月8日上院可決)を下院でも早期に成立させるよう下院議長に要請し³⁾、米国商業会議所など35団体は、米中第1段階合意の完全履行、301条を発動する場合の国内企業への配慮、2020年末で停止された対中制裁関税の適用除外措置の復活などを求める書簡を連名でイエレン財務長官とタイ通商代表部(USTR)代表に送っている⁴⁾。

II 発表された新対中通商政策

3月18日に就任したキャサリン・タイ USTR 代表は、業界の要請も踏まえ、数ヶ月に及ぶ省庁間協議を行ってきたが、ようやく10月4日、「米中通商関係への新たなアプローチ」と題した新政策を発表した。タイ代表がワシントンのCSIS(戦略国際問題研究所)で行った演説および同時に発表されたファクトシートによると、新方針は次の4項目で構成されている。

①米中第1段階(Phase One)合意に関する

協議の開始、②米企業に対する301条適用除外措置の再開、③第1段階合意には書かれていない中国の国家中心的、非市場的な貿易慣行の是正、④米国の同盟国、友好国と協働した中国の不正問題の解決と21世紀の貿易・技術ルールの確立。

米中第1段階合意によって、中国は米国から財・サービスの輸入を2年間に2,000億ドル増やす義務を負った。しかし、中国の財の対米輸入達成率は2020年が合意額の58%、21年1-7月は69%にとどまっている。品目別では農産物の達成率は約90%と高いが、製造業品は66%、エネルギーは53%に過ぎない(表2)。トランプ政権は中国側に合意の完全履行を要求した形跡がないが、バイデン政権は初めて中国側に合意の遂行を求める。上記①の米中協議の開始は、これが最大の課題である。

一方、全米小売業界などは301条の適用に反対しているが、上記②は業界が求める品目別の301条適用除外措置は復活するが、301条そのものは問題解決の手段として手放さないと明言している。なお、中国の産業補助金政策を廃止させるために、米国は新たに301条を発動するのではないかと報じられていたが、タイ代表の演説にもファクトシートにもこれについての言及はない。通商関係専門誌は、この301条の新規発動もトランプ前大統領が熱望していた第2段階(Phase Two)交渉も行わないとの政府高官の見方を伝えている⁵⁾。

表2 米中第1段階合意の実績と達成率(中国の対米輸入)

期間	全対象品目			品目別達成率(実績/合意)%		
	合意(10億 ^{F. B.})	実績(10億 ^{F. B.})	達成率%	農産物	製造業品	エネルギー
2020年1-12月	173.1	99.9	57.7	64.5	59.8	38.7
2021年1-7月	114.1	78.9	69.1	89.6	66.1	53.0

(資料) PIIE CHARTS, US-China phase one tracker: China's purchase of US goods, as of July 2021, Aug. 30, 2021.

ファクトシートは、上記③の「中国の国家中心的、非市場的貿易慣行」には、国有企業支援、市場アクセス制限、貿易・技術における強制的、略奪的な競争歪曲政策と慣行、産業補助金政策、および米国知財権の窃取が含まれており、米国は（第2段階交渉以外の）あらゆる手段を駆使し、また新たな手段を開発してこれら諸問題に対処し、米国の経済利益を守ると明記している。

最後に、④の同盟国、友好国との協働によって中国の不公正問題を解決する方針については、米紙が社説で高く評価しているが⁶⁾、協働の場として USTR が挙げているのが、不公正貿易慣行についても協議している G7、G20、米 EU 首脳会議、Quad（日米豪印 4カ国の戦略対話）、OECD、TTC および WTO（世界貿易機関）である。

バイデン大統領は 9 月 21 日の国連総会演説で「米国は新たな冷戦も世界の分断も望んでいない」述べたが、タイ代表も 10 月 4 日の上記演説で「我々の目的は米中間の貿易対立を煽る」のではなく、米国の国益を守りつつ「中国との率直な討議と対話」⁷⁾によって問題を解決し、米中両国が繁栄を共有することが目的だと述べている。

これに対して、グラスリー上院財政委員、ブレイディ下院歳入委員など共和党幹部は、タイ代表の新たな方針を弱腰だと批判し、トランプ支持派で下院歳入委員会の共和党筆頭委員ケビン・ブレイディは、タイ代表が第2段階交渉を行わないとすれば、これは大きな失望だと述べている⁸⁾。

301 条をバックにした交渉ではなく、対話によって問題を解決しようというバイデン政権の新たな提案に中国がどう反応し、「対話」がど

う進展するか。10 月 8 日の USTR の発表によると、タイ代表は劉鶴副首相と同日、オンラインで会談し、新たな協議の開催で合意し、近く協議に入ることになった。

III WTO 違反の恣意的な 232 条関税

1962 年通商拡大法 232 条に基づく鉄鋼とアルミに対する追加関税は、EU などから強く撤廃を求められている。

232 条は、商務長官が特定品目の輸入が米国の国家安全保障に脅威となっているか、またはそのおそれがあるかについて調査し、調査開始から 270 日以内に取りべき措置を含む報告書を大統領に提出する。大統領は報告書を受けてから 90 日以内に輸入調整措置（禁輸、関税引き上げ、輸入数量制限等）を決め、決定した措置を 15 日以内に実施する。これが 232 条の一連の手順である。

1962 年に 232 条が制定されて以降、トランプ政権以前までの 55 年間に 232 条調査が行われたのはイラン産、リビア産の原油など僅か 25 件だが、表 3 のとおりトランプ政権が行った調査は在任 4 年間で 7 件（提訴取り下げを除く）と多い。歴代政権ではレーガン政権が最多の 8 件だが、1 期 4 年の平均ではトランプ政権の半分でしかない。

件数の多さだけではない。トランプ政権の 232 条発動は極めて恣意的で安全保障の枠を越えている⁹⁾。その代表的な例が 2019 年 2 月、大統領に報告書が提出された自動車・同部品である。トランプ前大統領は対応措置として USTR 代表に日本や EU との輸入規制交渉を命じたが、命令は実行されなかったため、232 条による輸入調整措置は実施されずに終わった。

表3 トランプ政権以降の232条調査と大統領決定

	調査品目	調査開始	大統領への 報告書提出	報告書の 一般公表	大統領決定	決定日
1	鉄鋼	2017.4.19	2018. 1.11	2018. 2.16	特定国に追加関税 25% 賦課	2018. 3. 8
2	アルミニウム	2017.4.26	2018. 1.22	2018. 2.16	特定国に追加関税 10% 賦課	2018. 3. 8
3	自動車・同部品	2018.5.23	2019. 2.17	2021. 7. 6	EU, 日本等と輸入規制協定締結を USTR に指示	2019. 5.17
4	ウラン鉱石・同製品	2018.7.18	2019. 4.14	2019. 4.14	輸入制限措置実施せず	2019. 7.12
5	スポンジチタン	2019.3. 4	2019.11.29	2019.11.29	同上, 作業部会で検討	2020. 2.27
6	変圧器用方向性電磁鋼	2020.5. 4	2020.10.15	2021. 7	米, 墨政府のモニタリング実施で合意	2020.11. 5
7	移動式クレーン	2020.5. 6	提訴者が取り下げ			
8	バナジウム	2020.5.28	2021. 2.22 (報告書の日付)	2021. 7	輸入制限措置実施せず	不明
9	ネジウム磁石	2021.9.21	報告書の提出期限は 2022.6.18			

(注) 1~8はトランプ政権の調査・決定。自動車・同部品およびバナジウムの報告書はバイデン政権が公表。

(資料) BIS-DOC, CRS Reports, Thompson Hine LLP.

しかし、この232条調査は韓国などの貿易交渉で相手国から譲歩を引き出すための脅しとして使われ、トランプ政権は理由も言わずに報告書の公開を拒否し続けた。報告書を公表したのはバイデン政権である。

2018年3月、トランプ前大統領がEUなどを対象に、鉄鋼に25%、アルミに10%の追加関税を課したケースでも、対象国の選定は極めて意図的で、WTOルール違反の対米輸出自主規制を受け入れた国を対象外にした。EUは、米国の232条発動はGATT21条（安全保障例外）にも反し、実質的にはセーフガード措置に該当するとして、セーフガード協定8条に基づく対抗措置を実施し、232条による追加関税の撤廃を現在でも強く米国に要求している。

TTCの第1回会合では追加関税の撤廃で一致したが、バイデン政権はまだ撤廃の手続きを進めていない。バイデン政権が速やかにEUに対する追加関税を撤廃できないのは、トランプ政権が鉄鋼、アルミに対する追加関税の対象国

を同盟国であるEUや日本だけでなく、中国、ロシア、インド、トルコなど多くの国に広げているため、特定国だけを対象外にすることが難しいからであろう。

また、米鉄鋼業界は、25%の追加関税は中国などの過剰生産から米国の鉄鋼産業を守る死活的に重要な保護手段と主張し、232条関税の撤廃に強く反対している。バイデン大統領が「ミドルクラスのための通商政策」、タイ代表は「労働者中心主義の貿易政策」をそれぞれ表明していることから、232条関税を撤廃すれば、公約違反の可能性もある。WTOの上級委員会が機能を停止しているため、WTOの最終判断も得ることができず、問題解決はますます難しい。

なお、トランプ前大統領は離任の前日（2021年1月19日）、アブラハム合意¹⁰⁾によってイスラエルと国交を正常化したUAEに対し、その恩賞としてアルミの追加関税を数量割当制に変更したが、翌1月20日に就任したバイデン

大統領は、2月1日の大統領布告でこれを撤回し、UAEに対する措置を10%の追加関税賦課に戻した。

一方、バイデン政権のレマンド商務長官は21年9月、ネオジウム磁石（Neodymium Magnets）について232条調査を開始した。ネオジウム自体はレアアースの一種で、米国はネオジウム磁石の全量を輸入に依存し、中国からの輸入が全体の7割を占める。この品目はバイデン政権が進めている重要製品のサプライチェーン見直し作業の対象にもなっているが¹¹⁾、レアアースの対中輸入は米中関係の行方とも密接に関係する。

IV 中国のCPTPP加盟問題

バイデン大統領がAUKUS創設を発表した翌9月16日、中国は米国が撤退した後のTPPであるCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への加入を正式に申請した。16日の記者会見で、サキ大統領報道官は記者から①バイデン政権は中国の加盟申請にどう対応するのか、②再交渉となればバイデン大統領は交渉に参加するのか、という2つの質問を受け、次のように回答している。

①バイデン大統領は当初からTPPに再加入しないことを明確にしている。②CPTPP協定は労働と環境に関する規定が十分ではない。③中国がCPTPPに加入できるか否かは加盟国が決めることで、米国は関与しない。④インド太平洋におけるより強固な経済的パートナーシップの構築には貿易だけではなく一連の選択肢がある。⑤インド太平洋地域における経済的パートナーシップと連携（relationships）については他の国々とも協働し、再交渉の機会があれば討議に参加する¹²⁾。

サキ報道官は、バイデン大統領は「当初からTPPに参加しない」と述べているが、これは中国がCPTPPに参加を正式に申請する以前の大統領の方針である。中国がCPTPPのメンバー国となるという新たな状況では、バイデン大統領の判断も変わってくるはずである。しかし、サキ報道官は、大統領が現在どう考えているのか明言しない、記者もその点を報道官に問い詰めないのもおかしい。

CPTPPはバイデン大統領も支持する日本の「自由で開かれたインド太平洋」構想¹³⁾の中核に位置する経済秩序である。米国が英国なども参加するCPTPPの傍観者となり経済秩序の形成に関与しないことは、中国がCPTPPを支配することを認めることでもある。それを米国は黙認しているのであろうか。TPP設立に熱意を傾けたオバマ第44代大統領の副大統領であったバイデン第46代大統領であれば、オバマ大統領の考え方は十分理解しているはずである。

バイデン大統領がCPTPP参加に消極姿勢を続けるのであれば、日本は米国にCPTPP参加を積極的に働きかけ、説得すべきである。TPPを脱退したトランプ第45代大統領に復帰を求めても無駄だが、バイデン大統領は聞く耳を持っているはずである。

以下に、米国がTPPに復帰すべきだと主張する二人の識者の見解を紹介しておきたい。

注1)で指摘したハース外交問題評議会会長はこう書いている。「バイデン政権はWTO（世界貿易機関）の強化、新たな貿易協定交渉、あるいはCPTPPなど既存の協定への参加が圧倒的な経済的、戦略的意味合いを持っているにもかかわらず、ほとんど関心を示していない。協定の外側に身を置くことは、米国がインド太

表 4 貿易協定交渉権限・貿易促進権限の推移

根拠法	施行日	発効・延長・失効
		失効：2021.7.1～
2015年 TPA 法	2015.6.29	2015.6.29～2018.6.30～2021.6.30
		失効：2007.7.1～2015.6.28
2002年 TPA 法：ファストトラック権限を貿易促進権限に名称変更	2002.8.6	2002.8.6～2005.6.30～2007.6.30
		失効：1994.4.16～2002.8.5
1988年包括通商競争力法	1988.8.23	1991.6.1～1993.5.31～1994.4.15
1984年通商関税法	1984.10.30	1988.1.2～1991.5.31
1979年通商協定法	1979.7.26	1980.1.2～1988.1.1
1974年通商法：非関税交渉権限・ファストトラック権限創設	1975.1.3	1975.1.3～1980.1.1
		失効：1967～1975.1.2
1934年互惠通商協定法	1934.6.12	1962年通商拡大法まで30年間、合計11回更新、延長
1930年関税法：関税交渉権限創設	1930.6.17	

(資料) 拙著「米国の貿易交渉と貿易促進権限」『桜美林エコノミクス』2012年3月に追記。

平洋経済秩序の傍観者となり下がり、国境炭素税構想の推進、あるいは中国に対する経済的拮抗力となる機会を失うことを意味する¹⁴⁾。

また、ピーターソン国際経済研究所 (PIIE) の創設者、フレッド・バーグステンは米国は直ちに CPTPP に加盟を申請すべきだとし、次のように主張している。「バイデン大統領は国内経済を整備するまで新たな貿易協定は結ばないと言っているが、そんなことをしていたら中国が先に CPTPP に入ってしまう、中国が米国の加盟に拒否権を行使するかも知れない。(中略) 米国がアジアの有力な経済グループに参加しないということは、CPTPP の加盟国となる中国にアジアを渡してしまうことだ。米国は迅速に CPTPP に加盟を申請し、連邦議会に CPTPP 参加を説得すべきだ。CPTPP 加盟は、バイデン大統領が決定する最も重要な外交、経済政策となるであろう¹⁵⁾。

なお、米国政府が締結した貿易協定を議会が

批准する際には、貿易促進権限法 (TPA) の制定が必須だが、政府が協定交渉を開始する時点では、TPA 法の制定は必ずしも必要ではない。オバマ大統領は 2009 年 12 月、TPP 交渉の開始を議会に通告し、翌年 3 月から交渉に入ったが、その時点では 2002 年 TPA 法は失効中であった。新しい TPA、つまり 2015 年 TPA 法が制定されたのは 2015 年 6 月末で、2015 年 10 月に協定交渉が合意に達する 4 ヶ月前であった (表 4)。

2015 年 TPA 法は 2021 年 7 月 1 日から失効したが、CPTPP 参加協定の議会審議が始まるまでに新しい TPA 法が成立していれば問題はない。

[注]

- 1) Richard Haass, The Age of America First- Washington's Flawed New Foreign Policy Consensus, Foreign Affairs, November/December 2021.
- 2) Biden keeps many Trump tariffs in place, confounding

businesses hoping for reprieve, The Washington Post, August 17, 2021 (電子版) は、中国から輸入した部品に対する制裁関税が21年から25%に戻ったため、同業のメキシコ企業より不利になったという米企業の例を報じている。

- 3) Americans For Free Trade: Letter to Speaker Pelosi and Minority Leader McCarthy on USICA, Section 301 Product Exclusions Process (6/30/2021)
- 4) The US-China Business Council: Industry letter on the next steps after Phase One (August 5, 2021)
- 5) POLITICO Weekly Trade, Oct. 04, 2021, Inside U.S. Trade, October 8, 2021.
- 6) How Biden can avoid Trump's mistakes with China, Opinion by the Editorial Board, The Washington Post, October 5, 2021
- 7) タイ代表はこの演説で negotiate という言葉を使っていない。
- 8) Politico Weekly Trade, Oct 04, 2021.

- 9) 2021年版不正貿易報告書、第3章97ページ以降を参照。
- 10) 2020年8月13日にUAEがイスラエルと締結した Abraham Accords. これによりUAEはイスラエルと国交を結んだアラブ諸国ではエジプト、ヨルダンに次ぐ3番目の国となった。
- 11) ジェトロ・ビジネス短信, 2021年9月27日付参照。
- 12) Press Briefing by Press Secretary Jen Psaki, September 16, 2021.
- 13) インド太平洋構想の生みの親である市川恵一外務省北米局長との対談が構想誕生の経緯を語っている。「自由で開かれたインド太平洋誕生秘話」nhk.or.jp/politics/articles/feature/62725.html
- 14) 注1)と同じ。
- 15) Op-ed: President Biden is confronted with an urgent choice on China and trade, PIIE Insider, October 6, 2021.

世界でも例をみない諸外国の直接投資統計を調べる統計年鑑

世界主要国の直接投資統計集 (2021年版) I. 概況編—CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。 発行：2021年10月 / 価格：25,000円

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行

- ・日本企業の進出が多い国・地域だけでなく、世界の202か国・地域の対内および対外直接投資額、直接投資残高、直接投資収益等を収録し、国際比較ができる
- ・国別に投資形態別(クロスボーダーM&A、グリーンフィールド型投資)データおよび多国籍企業上位ランキングを掲載
- ・直接投資の分析に必要な不可欠な各種指標(対GDP比)、貿易収支、サービス貿易収支等の対GDP比、テレコミュニケーション・コンピュータ情報提供サービス収支、技術・貿易関連等のサービス個人間送金、観光、知的財産使用料等の直接投資関連データの国際比較データを収録
- ・見本 http://www.iti.or.jp/report_122.pdf をご参照ください。

世界主要国の直接投資統計集 (2021年版) II. 国別編—CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。 発行：2021年6月 / 価格：70,000円
※米ドル建に換算した数値データが利用できます(自国通貨建と米ドル建の2種類の表で構成)

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行し24回目/日本企業の進出が多い国・地域を中心に、対内および対外直接投資統計を収録。収録国数：57か国(日本を含む)/各国・地域の中央統計局、中央銀行、外国企業誘致促進機関等が作成する直接投資統計をもとに最新時点までの時系列データを掲載

【収録国・地域】 アジア・太平洋地域 [中国、香港、韓国、台湾、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム、ラオス、マレーシア、ミャンマー、インド、バングラデシュ、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド]/米州 [米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ、ペルー]/欧州 [英国、ドイツ、フランス、アイルランド、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、オーストリア、スイス、スペイン、ポルトガル、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、エストニア、ラトビア、リトアニア、クロアチア、スロベニア、キプロス、ギリシャ]/その他 [ロシア、イスラエル、南アフリカ、トルコ]

- ・見本 http://www.iti.or.jp/report_119.pdf をご参照ください。
- ・姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集 I. 概況編」を併用してお使いになると便利です。

ITI 国際直接投資マトリックス (2021年版) —CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。 発行：2021年10月 / 価格：20,000円

1998年以来毎年発行し18回目/ OECD加盟国と諸外国との直接投資額の表/対内直接投資および対外直接投資について、フロー表とストック表を作成/2005年から2019年までの表が利用可能/非製造業種(金融・保険等の各種サービス)の直接投資額の表が利用可能/直接投資の分析に役立つ関連統計の2019年データまでをあわせて収録/見本 http://www.iti.or.jp/report_123.pdf をご参照ください/姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集」I. 概況編および「II. 国別編」を併用してお使いになると便利です。

※お問合せ、ご購入をご希望の方は下記までご連絡ください。

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

TEL : 03(5148)2601 / FAX : 03(5148)2677

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

E-Mail : jimukyoku@iti.or.jp / URL : <http://www.iti.or.jp/>